後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

問/保険年金課 ☎463-1928

保険料の軽減率が変わります

平成29年度から一定の所得以下の方の所得割額や被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置の一部が変更になります。

後期高齢者医療制度では、所得の少ない方は、世帯の所得に応じて均等割額の7割(①特例で9割または8.5割)、5割、2割が軽減され、所得割額も②特例で一定の所得以下の方は5割が軽減されてきました。また、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、資格取得後2年間は均等割額の5割(③特例で期限を定めず9割)が軽減されてきました。軽減特例措置(上記下線部分①~③)は制度発足時の激変緩和措置として講じられてきましたが、このうち②と③について、平成29年度から段階的に縮小・廃止されることとなりました。

基準収入額適用申請について

病院等の窓口で支払う自己負担の割合が3割と判定された方でも、前年の収入の合計額が、基準収入額未満の方は1割負担に変更できる場合があります。該当された方には、基準収入額適用申請書を郵送しますので申請してください。

保険料の軽減措置が拡大されます

政令等の一部改正により、4月1日出から別表① のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。 軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主 および同一世帯内の被保険者が申告されていること が条件となります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。初めて該当したときに、申請書をお送りします。今回、平成29年8月から別表②のとおり自己負担限度額が変わります。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、平成29年度も所得区分が低所得 I · II に該当する方には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。また、低所得 I · II に該当する方には、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しています。入院や高額な外来診療の際に、この認定証を提示すると、支払額が自己負担限度額までとなります。

新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

被保険者証の有効期限が到来するため、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。記載内容に間違いがないか確認のうえ、8月1日火以降にご使用ください。有効期限の切れた被保険者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいただくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。

※詳しくは、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のてびき」・「医療保険制度見直しのお知らせ」や納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧いただくか、お問い合わせください。

別表② 高額療養費制度の自己負担限度額等の変更

【現行】~平成29年7月

190131 19023 1773			
区分	外来(個人)	自己負担限度額	
		(=: -/	
現役並み		80,100円+(総医療費	
(年収370万円以上)	44,400円	-267,000円)×1%	
課税所得145万円以上		〈多数該当44,400円〉**3	
一般			
(年収156万円~370万円)	12,000円	44,400円	
課税所得145万円未満※2			
住民税非課税		24,600円	
住民税非課税	8,000円	15,000円	
(所得一定以下)		13,000	

【改正後】平成29年8月~平成30年7月

区分	自己負担限度額	
	外来(個人)	(世帯)*1
現役並み		80,100円+(総医療費
(年収370万円以上)	57,600円	-267,000円)×1%
課税所得145万円以上		〈多数該当44,400円〉*3
一般	14,000円	57,600円
(年収156万円~370万円) 課税所得145万円未満** ²	(年間14.4万円上限)	〈多数該当44,400円〉**3
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得一定以下)	8,000円	15,000円

※1同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2収入の合計額が520万円未満 (1人世帯の場合は383万円未満) の場合も含む ※3過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の自己負担限度額